

# 「パパ休暇」を取得するイクメン になろう！ を増やそう！

子育て中の男性教職員のみなさん。子育てと仕事の両立は、そう簡単なことではありませんね。生まれたばかりのわが子のことが気になっても、学校の子どもたちのことを考えると、なかなか学校を休めないこともあるでしょう。

しかし、男性教職員がわが子の子育てに関わることは、その後の教職生活にも大きな力となるはずで、産後のママにとっても、パパのサポートは心強いものです。ぜひ、男性教職員の育児に係る休暇（「パパ休暇」）を積極的に取得しましょう。



浜松支部 山口みち子さん 作

## 育児参加休暇

※ どの休暇も「特別休暇」です。特別休暇承認願に記入し管理職の承認を得れば休暇が取得できます。特別な書類は必要ありません。



### 【もうすぐわが子が生まれる…という男性教職員】

- ◆ 取得できる要件：生まれる子または上の子（未就学児）の世話
- ◆ 取得できる期間：妻の出産前後8週 出産前にも取得できます！
- ◆ 取得できる日数：5日以内（1日または1時間単位）

★ 2014年度に取得した組合員 44人（8%）〔静教組調査〕

### 【いよいよわが子が生まれそう…という男性教職員】

- ◆ 取得できる要件：妻の出産、病院からの退院、出生届の提出など子の出生に当たり休むことが必要となる場合
- ◆ 取得できる期間：妻の出産に係る入院日から2週間
- ◆ 取得できる日数：3日以内（1日または1時間単位）

★ 2014年度に取得した組合員 295人（55%）〔静教組調査〕



## 配偶者出産休暇



### 【わが子の行事に参加したい…という男性教職員】

- 子育て休暇** 未就学児が健康診査（3歳児健診等）や予防接種（ジフテリア、麻しん、風しん等）を受ける場合
- 家族休暇** 学校で実施される行事等に出席する場合に、1年に3日以内（1日または1時間単位）で取得できる。

男性教職員が「パパ休暇」を積極的に取得することは、男女共同参画が実現した職場づくりに向けた一歩です。そのためには、すべての教職員が制度や権利について理解し、必要な人が行使しやすい職場文化をつくっていくことが大切です。「パパ休暇」を取得する教職員を増やすことをきっかけに、仕事と生活の調和がとれる職場をつくっていきましょう！

